

津和野町障がい者活躍推進計画

機 関 名	津和野町・津和野町教育委員会・津和野町水道事業（環境生活課）
任命権者	津和野町長・津和野町教育長・津和野町水道管理者（津和野町長）
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
津和野町における障がい者雇用に関する課題	令和6年4月から地方公共団体における障がい者の法定雇用率が2.8%に引き上げられ、令和8年7月からは3.0%に引き上げられる。津和野町においては、法定雇用率を下回っているが、継続した募集・採用に努めるとともに、定着に向け、体制整備や各種の取り組みが必要と考える。
目標	
採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 （参 考）令和6年6月1日時点の実雇用率：1.7%（津和野町） 3.4%（教育委員会） （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進歩管理を行なう。
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、辞令、任用通知等の人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進歩管理を行なう。
取組内容	
障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として、総務財政課長を選任する。 ○障がいのある職員の相談窓口を設定し、職員周知を行う。
障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障がいのある職員や今後採用する障がい者の能力や希望を踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○人事評価の面談等により、障がいのある職員と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価の面談等により、必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるにあたっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、一般職員の募集とあわせて、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、募集・採用に努めるとともに、特定の障がいを排除することや特定の就労支援機関からのみ受け入れるなど障がい者を区分するような取り扱いを行わない。 ○年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修等の受講を促進する。
その他	各関係法律等に基づき、障がいのある職員の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援・配慮に努める。